

## 堺市南区シンボルマーク 活用ガイドライン



南区シンボルマーク

このガイドラインは、南区シンボルマークの使用に関して、より円滑に申請の手続きを行っていただけるよう、手続き前に確認する事項をまとめたものです。

### 南区役所区政企画室

- ・申請の前に必ずお読みください。
- ・随時更新されますので、最新版をご確認ください。
- ・当ガイドラインのほか、要領をお読みになって使用申請を行ってください。
- ・使用申請の手続きを行っていただくと、南区役所の承認のもと、データの提供を受けることができます。

◆目次◆

1. 南区シンボルマークについて
2. 南区シンボルマークの使用について
  - (1) 使用を承認する条件
  - (2) 南区役所が使用する場合の取扱い
  - (3) 申請書の「使用希望期間」について
  - (4) オリジナルデータの使用について
  - (5) シンボルマークへの文字や図形の付加等について

## 1. 南区シンボルマークについて

シンボルマークは、南区民と南区の連携、交流を象徴したもので、恵まれた自然とふれあい、人々で賑わい集い、つながりを大切にするまちをイメージしています。歴史と文化の中から育まれたやすらぎを表現し、また躍動感あるデザインが、南区の元気を象徴しています。

## 2. 南区シンボルマークの使用について

### （1）使用を承認する条件

- ・使用者は南区域で活動している個人・団体であること。
- ・原作者の意図を改変しない範囲で使用すること。

ただし、上記の各号に該当しない場合でも南区の PR に有効であると認められるときは承認する場合があります。

なお、上記の規定にかかわらず、使用者が堺市南区シンボルマーク使用要領第4条に定める業種、団体等に該当する場合は使用を承認しません。

### （2）南区役所が使用する場合の取扱い

南区役所がその業務の目的でシンボルマークを使用する場合、申請書の提出を不要とし、区長の承認を得たものとします。

### （3）申請書の「使用希望期間」について

申請期間は原則「申請日から 3 年が経過した日の属する年度末まで」です。

### （4）オリジナルデータの使用について

シンボルマークを使用する際は、原則として既存のオリジナルデータを使用してください。カラースケール・タッチの変更、全体及び一部の比率の変更はできません。

なお、白黒での使用は認められますが、背景がフルカラーの場合は既存のカラースケールで使用してください。

(5) シンボルマークへの文字や図形の付加等について

①文字、図形の付加について

- ・シンボルマークに文字や図形を付加することは可能ですが、大幅にシンボルマークを隠してしまう場合やシンボルマークを認識できなくなるような場合は使用できません。また公序良俗に反する、特定の政党・企業・宗教を指示する、南区のイメージを損なうなど、使用承認の条件に反する文字等も適切でないため使用できません。
- ・付加する文字等が上記以外であっても、総合的に見て、使用承認の条件に反するような場合には使用できません。

②シンボルマークと物との並列について

- ・シンボルマークと物を並列に並べることは可能です。
- ・シンボルマークと物を並列する場合は、使用承認の条件に反しない物とし、特定の商品や反社会的・公序良俗に反する物、南区のイメージを損なう物などを並列することはできません。

使用可能の例		
文字の付加	図形の付加	並列に並べる
 南区シンボルマーク		

使用不可の例		
特定の商品と並べる	大幅に隠す	大幅に隠す
		

③キャラクター等との並列について

キャラクター等とシンボルマークを並列することは可能です。

ただし、キャラクター等とシンボルマークの間に関係性があると判断されるような

表現は避けてください（堺市に関連するキャラクター等と並列する場合を除く）。

④複数のシンボルマークの配置について

1つの平面上に複数のシンボルマークを配置することも可能です。

使用可能の例：1つの平面上に複数配置（イラストは互いに独立）



南区役所区政企画室

